

MLF 利用者懇談会 第 24 回臨時総会（メール審議）議事録

審議期間： 2023 年（令和 5 年）8 月 22 日（火）～9 月 8 日（金）

審議方法： Google フォームを用いた投票形式

議事概要：

第 24 回臨時総会に先立ち、第 8 期第 5 回幹事会（7月31日開催）において、懇談会の銀行口座に関して、利便性と手数料の安さの観点から、現在の常陽銀行からゆうちょ銀行へ変更することが決定された。しかし、ゆうちょ銀行の口座開設の条件に「会則に所在地の記載があること」とあるため、現行の会則に所在地を追記する改正が必要なことがわかった。

本来は、会則第 8 章第 35 条に則り総会においてその可否を出席会員の過半数で決定すべきところではあるが、軽微な変更のためメール審議にてその代替とすることを幹事会で決定した。なお当該幹事会は、幹事の 3 分の 2 以上が出席した。

この幹事会決定をうけ、第 24 回臨時総会として 8 月 22 日に会員へメール審議についてのメールを送信し、Google フォームを用いて投票を行うよう依頼した。期日までに回答のなかった会員については賛成票とし扱うむね記載し、回答期限は 9 月 8 日とした。

9 月 8 日に開票し、投票結果は下記の通りとなった。

回答数： 45 名（9 月 8 日時点の会員数： 648 名）

承認： 45 名

不承認： 0 名

無回答は承認と扱うことから、全員一致で会則改正を承認にいただいた。これをうけ、9 月 12 日に会則を改正した。

以上

J-PARC MLF 利用者懇談会会則 新旧対照表

※該当部分のみ抜粋
変更箇所を_____にて示す

(旧)	(新)	
<p style="text-align: right;">2008年3月 6日 (改正) 2010年3月30日 (改正) 2014年7月15日 (改正) 2016年3月16日 (改正) 2019年3月13日 (改正) 2021年3月 9日</p>	<p style="text-align: right;">2008年3月 6日 (改正) 2010年3月30日 (改正) 2014年7月15日 (改正) 2016年3月16日 (改正) 2019年3月13日 (改正) 2021年3月 9日 <u>(改正) 2023年9月12日</u></p>	追記
<p style="text-align: center;">J-PARC MLF 利用者懇談会 会則</p>	<p style="text-align: center;">J-PARC MLF 利用者懇談会 会則</p>	
<p>第8章 会則の変更、解散 第35条 会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。 第36条 本会の解散は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、総会は、第27条の規定に拘わらず、委任状によって意志を表示した会員を含む1/10の会員の出席を以って成立する。</p>	<p>第8章 会則の変更、解散 第35条 会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。 第36条 本会の解散は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、総会は、第27条の規定に拘わらず、委任状によって意志を表示した会員を含む1/10の会員の出席を以って成立する。</p>	追記
<p>付則 この会則は、2008年4月1日より施行する。 付則 この会則は、2010年3月30日より施行する。 付則 この会則は、2014年7月15日より施行する。 付則 この会則は、2016年3月16日より施行する。 付則 この会則は、2019年3月13日より施行する。 付則 この会則は、2021年3月9日より施行する。</p>	<p>第9章 所在地 <u>第37条 本会の所在地を、日本原子力研究開発機構J-PARCセンター内（茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4）に置く。</u></p> <p>付則 この会則は、2008年4月1日より施行する。 付則 この会則は、2010年3月30日より施行する。 付則 この会則は、2014年7月15日より施行する。 付則 この会則は、2016年3月16日より施行する。 付則 この会則は、2019年3月13日より施行する。 付則 この会則は、2021年3月9日より施行する。 <u>付則 この会則は、2023年9月12日より施行する。</u></p>	追記